

議案第19号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成30年10月12日提出

恵庭市議会議員 猪口信幸 大野憲義 早坂貴敏
野沢宏紀

記

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第18号）の
一部を次のように改正する。

第2条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

議員報酬は、会議（定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び恵
庭市議会議規則（昭和48年議会規則第2号）別表に掲げる会議をいう。以下同じ。）に
欠席する日から引き続き欠席する期間が3月を超えるときは議員報酬月額の100分の2
0を、6月を超えるときは議員報酬月額の100分の30を、1年を超えるときは議員報
酬月額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる事由により会議に欠席するとき
は、この限りでない。

第2条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「引き続
き」の次に「3月、6月又は」を加え、「出席しない」を「欠席する」に改め、同項を同条第
3項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

2 任期満了の日以後引き続き議員となった者であつて、任期満了の日まで引き続き会議を欠席する期間があるときは、当該期間を前項の期間に算入するものとする。

第4条第1項後段中「1箇月」を「1月」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「6箇月」を「6月」に改め、同項第1号中「6箇月」を「6月」に改め、同項第2号中「5箇月」を「5月」に、「6箇月」を「6月」に改め、同項第3号中「3箇月」を「3月」に、「5箇月」を「5月」に改め、同項第4号中「3箇月」を「3月」に改める。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

参考資料

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（抄）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| 第1条・第2条（略） | 第1条・第2条（略） |
| 第2条の2 議長、副議長及び議員の議員報酬は、引き続き1年を超えて会議(定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)に出席しないときは、議員報酬額の100分の30を減額する。ただし、次に掲げる事由により会議に出席できない。 この限りでない。 | 第2条の2 議員報酬は、会議(定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び恵庭市議会議規則(昭和48年議会規則第2号)別表に掲げる会議をいう。以下同じ。)に欠席する日から引き続き欠席する期間が3月を超えるときは議員報酬月額の100分の20を、6月を超えるときは議員報酬月額の100分の30を、1年を超えるときは議員報酬月額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる事由により会議に欠席するときは、この限りでない。 (1)・(2)（略） 2 任期満了の日以後引き続き議員となつた者であつて、任期満了の日まで引き続き会議を欠席する期間があるときは、当該期間を前項の期間に算入するものとする。 3 第1項の規定は、引き続き3月、6月又は1年を超えて会議に欠席しないこととなる日の属する月の翌月分の議員報酬から適用する。 3（略） 4（略） |
| 第3条（略） (期末手当) | 第3条（略） (期末手当) |
| 第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの | 第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| 日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前 <u>1箇月</u> 以内に任期満了等又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。 | 日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前 <u>1月</u> 以内に任期満了等又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。 |
| 2 (略) | 2 (略) |
| 3 前項の規定にかかわらず、第1項の基準日における在職期間(任期満了の日以後引き続き議長、副議長及び議員となつた場合は、任期満了前の在職期間を含む。)が <u>6月</u> 以内である場合は、前項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を、期末手当の額とする。 | 3 前項の規定にかかわらず、第1項の基準日における在職期間(任期満了の日以後引き続き議長、副議長及び議員となつた場合は、任期満了前の在職期間を含む。)が <u>6月</u> 以内である場合は、前項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を、期末手当の額とする。 |
| (1) <u>6箇月</u> 100分の 100 (2) <u>5箇月</u> 以上 <u>6箇月</u> 未満 100分の 80 (3) <u>3箇月</u> 以上 <u>5箇月</u> 未満 100分の 60 (4) <u>3箇月</u> 未満 100分の 30 | (1) <u>6月</u> 100分の 100 (2) <u>5月</u> 以上 <u>6月</u> 未満 100分の 80 (3) <u>3月</u> 以上 <u>5月</u> 未満 100分の 60 (4) <u>3月</u> 未満 100分の 30 |
| 4 (略) | 4 (略) |
| 第5条 (略) | 第5条 (略) |

議案第20号

恵庭市ふるさと産業振興条例の制定について

恵庭市ふるさと産業振興条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

平成30年10月12日提出

恵庭市議会議員 野沢宏紀 伊藤雅暢 川股洋一
岩井利海 前田孝雄 高橋通子

記

恵庭市ふるさと産業振興条例

恵庭市は、先人たちのたゆまぬ努力で開拓された農業を基幹産業として発展してきました。それとともに本市の地域経済を支えてきたのは、中小企業、小規模事業者であり、それは市内の産業構造としての魅力でもあります。

しかしながら、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化とともに地元企業が持続するための環境は極めて厳しい状況となっています。地域経済の振興なくして、地域福祉の向上や活力あるまちづくりも図れないことから、これから産業の振興は重要な位置を占めています。

本市の地域資源を更に活かしその活用で社会に活力と躍動をもたらし、持続的な発展を目指すために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域資源の活用によるふるさと産業の振興について、基本理念を定めるとともに市、市民、事業者等の役割を明らかにし、地域社会の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「ふるさと産業」とは、市内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいいます。

2 この条例において「関係機関等」とは、市内全ての企業、国、行政機関、関係団体をいいます。

3 この条例において「地域資源」とは、市内に存在する農林水産物、工業製品、技術、自然、歴史及び関係機関等をいいます。

4 この条例において「市内產品等」とは、市内で生産、採取される農林水産物若しくは市内で製造、加工され又は販売される物品、市内で提供されるサービス等をいいます。

(基本理念)

第3条 ふるさと産業の振興の取組は、協働の精神に基づき、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力を基本として市、市民等がその理解を深め、地域経済の発展に努めなければなりません。

(市の役割)

第4条 市は、前条の規定に基づき、関係機関、関係団体等とも連携を図りながら、その目的を達成するよう、努めなければなりません。

2 市は、ふるさと産業の振興に資するため、市民の理解及び関心を深めるための広報その他の措置を講ずるよう努めなければなりません。

3 市は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

(市民の役割)

第5条 市民は、ふるさと産業の振興が、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与するものであることを理解し、地域資源が有する魅力とその活用について関心を持つよう努めなければなりません。

2 市民は、地域経済の循環を担う消費者として、市内産品等を利用するよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定等に努めるとともに、市のふるさと産業の振興の施策に積極的に協力するよう努めなければなりません。

(基本的施策)

第7条 市、事業者及び関係機関、関係団体は、ふるさと産業の振興を図るため、次に掲げる施策を講じるよう努めなければなりません。

- (1) 事業者と消費者との交流の促進
- (2) ふるさと産業を支える人材及び後継者の育成及び確保
- (3) 地域資源を活用する事業者の育成及び支援
- (4) 産学官、農商工等との連携による、商品開発の促進及び販路の拡大の支援
- (5) 地域の特性を生かした企業及び先進的企業の立地を促し、起業やサービス及び歴史、文化、自然を生かした観光ブランドの創出
- (6) 農林水産業の振興と食産業の連携による市内産品等の需要の拡大
- (7) 市内で生産された木材の利用及び間伐材、その他の未利用の森林資源の利用の促進
- (8) 建設工事、物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、市の施策への協力の状況等に配慮して市内の事業者の受注機会の確保と、市内産品等の活用

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。